

震災に伴う雇用調整助成金の特例の拡充

別添1

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用を維持するために休業等を実施した場合、休業に係る手当等の事業主負担相当額の一部を助成する制度です。

(通常の主な支給要件)

- 最近3か月の生産量、売上高等がその直前の3か月又は前年同期と比べ5%以上減少している雇用保険適用事業所の事業主
- 休業等を実施する場合、都道府県労働局又はハローワークに事前に計画の届け出が必要

◆東北地方太平洋沖地震被害に伴う特例（平成23年3月17日実施）

対象 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主

(特例の内容)

- ① 最近3か月としている生産量等の確認期間を最近1か月に短縮
- ② 震災後1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少する見込みの事業所も対象に(平成23年6月16日まで)
- ③ 事前に届け出る必要のある計画届の事後提出を可能に(平成23年6月16日まで)

◆特例対象地域の拡充 **NEW**

- 上記5県に加え、**栃木県、千葉県、長野県、新潟県の災害救助法適用地域にも拡大**

◆特例対象事業主の追加 **NEW**

- 以下の対象事業主についても、**上記①及び②の特例を適用**

- 対象**
- 特例対象地域に所在する事業所等と一定規模以上(助成金を受けようとする事業所の総事業量等の3分の1以上)の経済的関係を有する事業所の事業主
 - 計画停電の実施地域に所在する事業所において、計画停電により事業活動が縮小した事業主